

別表第十二機械加工の項学科試験の欄第九号中を削り、リをチとし、又からヲまでをリからルまでとし、同項実技試験の欄第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、第二十二号から第二十四号までを一号ずつ繰り上げ、同表紳士服製造の項実技試験の欄第二十号中「紳士既製服型紙製作作業」を「紳士既製服製造作業」に、裁断、縫製、検査、製品検査、裁断及び型紙の製作、縫製及び仕上げ、に改め、

同欄中第三号を削り、同表陶磁器製造の項学科試験の欄第六号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同項実技試験の欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

別表第十三機械加工の項学科試験の欄第九号中を削り、リをチとし、又からヲまでをリからルまでとし、同項実技試験の欄第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、第二十二号から第二十四号までを一号ずつ繰り上げ、同表紳士服製造の項実技試験の欄第二号中「紳士既製服型紙製作作業」を「紳士既製服製造作業」に、製図及び型紙の製作を縫製及び仕上げ製図検査の点検及び周査に改め、製品検査

同欄中第三号を削り、同表陶磁器製造の項学科試験の欄第六号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同項実技試験の欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

別表第十四機械加工の項中
ラップ盤加工法
ラップ盤作業
を削り、同表紳士服製造の項中

「紳士既製服型紙製作作業」を「紳士既製服製造作業」に改め、同表陶磁器製造の項中「紳士既製服縫製作業」を削る。

附
則

第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(訓練基準に関する経過措置)

第二条 第一条の規定の施行の際現に、園芸科、造園科、製版科、印刷科、製本科、食肉加工科、公害検査科、金属塗装科、木工塗装科、建築塗装科又は介護サービス科に係る普通課程の普通職業訓練を受けている者に対してそれぞれ第一条の規定による改正後の職業能力開発促進法施行規則（以下「新規則」という。）別表第二に定めるところによる園芸科、造園科、製版科、印刷科、製本科、食肉加工科、公害検査科、金属塗装科、木工塗装科、建築塗装科又は介護サービス科に係る訓練を行う場合においては、当該普通職業訓練を受けている者の受けた第一条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第二に定めるところにより行われる訓練の教科の科目、訓練期間及び訓練時間に応じて、新規則別表第二に定めるところにより行われる当該訓練における教科の科目を省略し、並びに訓練期間及び訓練時間を短縮することができる。

2 新規則別表第二に定めるところによる園芸科、造園科、製版科、印刷科、製本科、食肉加工科、公害検査科、金属塗装科、木工塗装科、建築塗装科又は介護サービス科に係る訓練を行うことができる。特別な事情がある場合において、第一条の規定の施行の際現に、園芸科、造園科、製版科、印刷科、製本科、食肉加工科、公害検査科、金属塗装科、木工塗装科、建築塗装科又は介護サービス科に係る普通課程の普通職業訓練を受けている者に対して行われる第一条の規定の施行後に行われる普通課程の普通職業訓練については、なお従前の例によることができる。

第三條 第一條の規定の施行前に製版・印刷科、公書検査科及び介護サービス科に係る職業訓練指導員試験において学科試験の科目のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科に合格した者は、新規則第四十六条の規定の適用については、それぞれ新規則の規定により行われた製版・印刷科、公書検査科及び介護サービス科の職業訓練指導員試験において学科試験の科目のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科に合格した者とみなす。

(技能検定に関する経過措置)

第四条 第二条の規定の施行前に第二条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第十一又は別表第十三の検定職種に掲げる紳士服製造に係る技能検定において実技試験の科目のうち紳士既製服型紙製作作業又は紳士既製服縫製作業を選択して実技試験に合格した者は、第二条の規定による改正後の職業能力開発促進法施行規則別表第十一及び別表第十四の規定の適用については、それぞれ第二条の規定による改正後の職業能力開発促進法施行規則別表第十二又は別表第十三の検定職種に掲げる紳士服製造に係る技能検定において実技試験の科目のうち紳士既製服製造作業を選択して実技試験に合格した者とみなす。

○厚生労働省令第六十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の十六第二項及び第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「又は看護師」を、「看護師又は准看護師」に改める

一 児童福祉施設設最低基準の一部を改正する省令（平成十年厚生省令第五十一号）附則第二項
二 家庭の保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第二十九條第三項、第三十一條第三項、第四十四條第三項及び第四十七條第三項

附則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第六十四号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第一条第一項及び第五条第七項の規定に基づき、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令
国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号イ中「0.4262」を「0.4282」に改め、同号ロ中「0.0000002793」を「0.0000002956」に改め、同条第二号イ中「一万六千二百五十七円六十九銭」を「一万六千三百七十四円十銭」に改め、同条第二号ロ中「〇・〇一三二五」を「〇・〇一三七九」に改め、同条第三号イ中「一万五千八百六十四円三十五銭」を「一万六千四百四十九円二十一銭」に改め、同号ロ中「〇・〇一〇〇〇七」を「〇・〇一〇五六九」に改める。

附則第二条の見出し中「平成二十五年」を「平成二十六年」に改め、同条中「平成二十五年」を「平成二十六年」に、「百分の百三十三」を「百分の百三十八」に改める。

附則第二条の二（見出しを含む。）及び第二条の三（見出しを含む。）中「平成二十五年及び平成二十六年」を「平成二十六年及び平成二十七年」に改める。

(柔道整復師学校養成施設指定規則の一部改正)
第九条 柔道整復師学校養成施設指定規則(昭和四十七年 文部省令第二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二条」を「第二条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(指定に関する報告事項)

第二項の二 令第二条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項(国の設置する養成施設にあつては、第一号に掲げる事項を除く。)とする。

一 設置者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)

二 名称

三 位置

四 指定をした年月日及び設置年月日(設置されていない場合にあつては、設置予定年月日)

五 学則(修業年限及び生徒の定員に関する事項に限る。)

六 長の氏名

第四条の次に次の一条を加える。

(変更の承認又は届出に関する報告)

第四条の二 令第四条第三項(令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告は、毎年五月三十一日までに、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期間に係るものを取りまとめて、厚生労働大臣に報告するものとする。

一 変更の承認に係る事項(第三条第一項第八号に掲げる事項を除く。 当該年の前年の四月一日から当該年の三月三十一日までの期間

二 変更の届出又は通知に係る事項 当該年の前年の五月一日から当該年の四月三十日までの期間

第五条中「第五条」を「第五条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 令第五条第二項(令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

第五条の次に次の一条を加える。

(指定の取消しに関する報告事項)

第五条の二 令第七条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項(国の設置する養成施設にあつては、第一号に掲げる事項を除く。)とする。

一 設置者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)

二 名称

三 位置

四 指定を取り消した年月日

五 指定を取り消した理由

(臨床工学校士学校養成所指定規則の一部改正)

第十条 臨床工学校士学校養成所指定規則(昭和六十三年 文部省令第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項並びに第三条第一項及び第三項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に、「主務大臣」を「行政庁」に改める。

第五条から第九条までの規定中「主務大臣」を「行政庁」に改める。

(義肢装具士学校養成所指定規則の一部改正)

第十一条 義肢装具士学校養成所指定規則(昭和六十三年 文部省令第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項並びに第三条第一項及び第三項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に、「主務大臣」を「行政庁」に改める。

第五条から第九条までの規定中「主務大臣」を「行政庁」に改める。

(義肢装具士学校養成所指定規則の一部改正)

第十二条 救急救命士学校養成所指定規則(平成三年 文部省令第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項並びに第三条第一項及び第三項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に、「主務大臣」を「行政庁」に改める。

第五条から第九条までの規定中「主務大臣」を「行政庁」に改める。

(言語聴覚士学校養成所指定規則の一部改正)

第十三条 言語聴覚士学校養成所指定規則(平成十年 文部省令第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項並びに第三条第一項及び第三項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に、「主務大臣」を「行政庁」に改める。

第五条から第九条までの規定中「主務大臣」を「行政庁」に改める。

附則

1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の日(以下この項において「施行日」という。前はこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定によりされた指定等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。又はこの省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定によりされている指定等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後におけるこの省令による改正後のそれぞれの省令の適用については、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

3 この省令の施行前にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定により国に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、この省令の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定により地方公共団体の相当の機関に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定を適用する。

厚生労働省令第五十五号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第五十一号)及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令等の整備に関する省令(平成二十七年法律第二十八号)の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令等の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日 厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一条 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。
目次中「第五条の三」を「第五条の二」に改め、第一章の三中第五条の三の前に次の六条を加える。
第五条の二の二 令第三条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、別表に定めるもの以上の教育内容であること。
第五条の二の三 学校又は施設の設置者に係る令第三条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 設置者の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地
二 名称及び位置
三 設置年月日
四 学則

第四十三条の二の次に次の一条を加える。

(大都市の特例)

第四十三条の三 令第五条の二十三の規定により地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市が医療に関する事務を処理する場合においては、第一条の十四第一項、第三項及び第四項、第三条第一項、第七條から第九條まで、第二十三條並びに附則第五十條中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第十九條第二項及び第三項、第二十一條並びに第二十二條の四の二中「都道府県」とあるのは「指定都市」と読み替えるものとする。

第五條 (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正)

第五條 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第一号中「地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。)」を「都道府県知事」に改める。

第三十八條第二項第一号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改める。

第四十三條第一号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、同条に次の一項を加える。
2 前項第一号の指定は、児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

第八十二條第三号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、同条に次の一項を加える。
2 前項第三号の指定については、第四十三條第二項の規定を準用する。

(身体障害者福祉法施行規則の一部改正)

第六條 身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)の一部を次のように改正する。
第二十條を削り、第二十一條を第二十條とし、第二十二條を第二十一條とし、第二十三條を第二十二條とする。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正)

第七條 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十一号)の一部を次のように改正する。
第四十一條を削る。

(社会福祉法施行規則の一部改正)

第八條 社会福祉法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三十八條第一項中「第一号及び第十三号に掲げる権限以外の権限にあつては、二以上」を「二以上」に改め、「地方厚生局長第一号及び第十三号に掲げる権限以外の権限にあつては、」を削り、「地方厚生局長」に「を」「地方厚生局長に」に改め、同条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第九号」を「前項第九号」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則の一部改正)

第九條 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第三十七号)の一部を次のように改正する。
目次中「第十五条・第十六条」を「第十五条―第十六条の二」に、「第三十四条」を「第三十三条」に改める。

第十五條第一項及び第十六條第一項中「地方厚生局長」を「都道府県知事」に改める。
第四章中第十六條の次に次の一条を加える。

(振興計画の認定等の報告)

第十六條の二 令第九条第四項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を厚生労働大臣に提出して行うものとする。

一 振興計画の認定をし、振興計画の変更の認定をし、又は振興計画の認定を取り消した組合又は小組合の名称

二 振興計画の認定をし、振興計画の変更の認定をし、又は振興計画の認定を取り消した年月日

三 振興計画の変更の認定をしたときは、変更事項の内容

四 振興計画の認定を取り消したときは、その理由

第三十條を削り、第三十一條を第三十條とし、第三十二條を第三十一條とする。

第三十三條中「第三十一條」を「第三十條」に改め、同条を第三十二條とする。

第三十四條中「第三十一條」を「第三十條」に改め、同条を第三十三條とする。

(調理師法施行規則の一部改正)

第十條 調理師法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十六号)の一部を次のように改正する。
目次中「第二十六條の二」を「第二十七條」に改める。

第一條第二項第一号中「第三條第一項各号」を「第三條各号」に改める。

第四條中「第三條第一項第二号」を「第三條第二号」に改める。

第五條中「第三條第一項第一号」を「第三條第一号」に、「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第七條(見出しを含む)中「第一條の三第一項」を「第一條の二」に改める。

第八條中「第一條の三第一項」を「第一條の二」に、「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第九條中「第一條の五」を「第一條の四」に改める。

第十條中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第十一條中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に、「第一條の三第一項」を「第一條の二」に改める。

第二十六條の二を削る。

附則第三項第七号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

(知的障害者福祉法施行規則の一部改正)

第十一條 知的障害者福祉法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十六号)の一部を次のように改正する。

第三條を削り、第四條を第三條とする。

(戦傷病者特別援護法施行規則の一部改正)

第十二條 戦傷病者特別援護法施行規則(昭和三十八年厚生省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十六條の二中第一項を削り、第二項を第一項とする。

第十三條 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則(昭和三十九年厚生省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一條中「都道府県知事」の下に「(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長。第十條第二項、第十五條、第十六條、第二十五條、第二十六條、第二十八條第二項及び第二十九條を除き、以下同じ。)」を加える。

第十條第二項中「(經由して)」の下に「(当該受給者が指定都市の区域内に住所を有するときは、直接)」を加える。

第二十八條第二項中「第一條の」を「都道府県知事は、第一條の」に改め、「とする」の下に「ことができ、また、指定都市の長は、市町村長証明書を添えることを省略させることができる」を加える。